

2024年3月29日

各位

横浜冷凍株式会社 広報IR部

電話番号 045(210)0011

ハイブリッドローン(劣後特約付ローン)による資金調達のお知らせ

当社は、2024年3月29日、ハイブリッドローン(劣後特約付ローン)(以下、「本ハイブリッドローン」という。)による資金調達を実施することとしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 本ハイブリッドローンによる資金調達の目的

当社グループは、今後、さらなる持続的な成長を目指し、基幹事業である冷蔵倉庫事業における成長投資、具体的には新設予定の物流センターの建設資金に投入するため、本ハイブリッドローンによる資金調達を実施することを決定いたしました。

2. 本ハイブリッドローンの特徴

この度の資金調達の手法は、資本と負債の中間的性質を持つハイブリッドファイナンスの一形態であり、負債でありながら、利息の任意繰り延べ、超長期の返済期限、倒産手続等における劣後性等、資本に類似した性質及び特徴を有しております。このため株式会社日本格付研究所より、格付評価上、資金調達額の50%に対して資本性の認定を受けられる見通しであります。また、本ハイブリッドローンには普通株式への転換権は付されていないことから、株式の希薄化は発生しません。

3. 本ハイブリッドローンの概要

(1) 資金調達額	100億円(予定)
(2) 契約締結日	2024年3月29日
(3) 実行日	2024年4月1日から2024年9月30日までの任意の日(予定)
(4) 弁済期日	実行日から35年が経過した日 ただし、一定の事由に該当する場合は、実行日の5年後の応当日以降の各利払日を期限前弁済希望日として、元本の全部または一部を弁済することができる。
(5) 借換制限	期限前弁済を行う場合は、当該期限前弁済が行われる日以前12ヶ月間に、普通株式の発行または信用格付業者から資本性の承認を得た劣後債等によって、その評価資本相当額が当該期限前弁済が行われる本契約に基づく借入の評価資本相当額以上となる資金調達(以下「当該資金調達」という。)を行うこと

	<p>を想定している。ただし、期限前弁済を行う場合において、以下のいずれの要件も充足されているときは、当該資金調達を見送る可能性がある。</p> <p>① 当該期限前弁済を行う時点で公表されている最新の連結貸借対照表または四半期連結貸借対照表に基づいて計算される連結株主資本比率が 42% 以上である場合</p> <p>② 当該期限前弁済を行う時点で公表されている最新の連結貸借対照表または四半期連結貸借対照表に基づいて計算される連結株主資本金額が 810 億円(以下「基準金額」という。)に当該期限前弁済の評価資本相当額を加算した値を上回る場合</p> <p>前項の適用にあたっては、以下の各号に従う。</p> <p>借入人が、本契約に基づく期限前弁済を行うと同時にまたはこれに先立ち、本契約に基づく借入と同様に資本性が信用格付業者から認定されている負債もしくは優先株式(以下「当該資本性商品」という。)の償還、返済、買入消却、取得等を行う場合、基準金額を以下のとおり調整する。</p> <p>(a) 借入人が連結株主資本の増加を含む一定の要件を満たすことを理由に、当該資本性商品の金額の一部または全部について、同等の評価資本相当額の資金調達を見送った場合、資金調達を見送った金額の評価資本相当額を基準金額に加算する。</p> <p>(b) 借入人が、普通株式または優先株式等の種類株式の発行によって、当該資本性商品の金額の一部または全部について、同等の評価資本相当額の資金調達を行った場合で、その資金調達額が最新の連結株主資本金額に計上されている場合には、かかる評価資本相当額に対応する普通株式または優先株式等の種類株式の資金調達額を基準金額に加算する。</p>
(6) 利息の任意停止	当社の裁量により、利息の支払いの全部または一部を繰り延べることができる。
(7) 劣後特約	貸付人は、当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、劣後請求権を有するものとする。本契約の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。
(8) 格付機関による本ハイブリッドローンの資本性評価	「中」、「50%」(株式会社日本格付研究所)(予定)

以上